

簡易チューナーの 無償給付

経済的な理由等で地デジ放送を視聴できない世帯に給付しています。

申込は

12月28日まで

詳しくは

総務省 地デジチューナー
支援実施センターへ

電話

0570-033840

町の担当課 福祉課

電話

(08668)54-26886

講演会のお知らせ

医療費から見る

健康づくり

鏡野町の地域課題はこれだ！

講師

順正短期大学 吉田健男先生

★国民健康保険の医療費と健診データの関係を分析した、鏡野町の健康課題や今後必要な解決策についてのお話が聞けます。

日時

平成22年12月3日（金）

14時00分～15時30分

場所

鏡野町中央公民館

対象者

国民健康保険被保険者、
被扶養者

お問い合わせ先

健康増進課 国保係 高田

電話(08668)54-20025

税務署からのお知らせ

相続又は贈与等に係る生命保険契約や
損害保険契約等に基づく年金の税務上の
取扱いの変更について

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要なお手続き（更正の請求又は確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いいたします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

お問い合わせ先

津山税務署 個人課税第一部門

電話(08668)22-3147